北斗市告示第１０３号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を告示する。

令和　８年１１月　２日

北斗市長　池　田　達　雄

１　公募型プロポーザル方式に付す事項

(１)業務名

北斗市観光交流センター軽飲食提供施設運営業務

(２)業務の目的

新函館北斗駅を訪れる観光客やビジネス客などの様々な利用者や、地域住民に対し、飲食等の提供サービスを行い、北斗市観光交流センターの利便性向上を図るとともに、地域活性化に資することを目的とする。

(３)業務の内容

「北斗市観光交流センター軽飲食提供施設運営業務仕様書」による。

(４)委託期間

契約締結日から令和１２年３月３１日まで

２　参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(１)国内に本店を有する法人若しくは個人事業主、またはこれら複数により構成されるコンソーシアムであること。

(２)提案事業の実施にあたり必要となる許可、免許等を有すること。

(３)地方自治法施行令（昭和 22 政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。

(４)暴力団又はその構成員や、反社会的又は安全や福祉を脅かす恐れのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等とかかわりがない者であること。

(５)国税及び地方税を滞納していないこと。

(６)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中でないこと。

(７)前各号に掲げる者のほか、市長が本プロポーザルへの参加資格を有しないと認める者でないこと。

３　担当部局

北海道北斗市経済部観光課　担当：脇

〒049-0192　北海道北斗市中央 1 丁目 3 番 10 号

ＴＥＬ：0138-73-3111　ＦＡＸ：0138-73-1415
E-MAIL：kankou@city.hokuto.hokkaido.jp

４　募集要項等の交付期間及び方法

（１）交付期間

本件公示日から令和８年１２月４日（金）まで

なお、上記３における交付時間は、午前８時３０分から午後５時００分まで（市の休日を除く。）

（２）交付方法

上記３の場所で交付する。

また、北斗市ホームページにおいてダウンロードすることができる。

５　参加表明書及び誓約書の提出

（１）提出期限

令和８年１２月４日（金）午後５時００分

（２）提出場所

３に同じ

（３）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は一般書留、簡易書留のいずれかによること。）

※持参の場合は、市の休日を除く午前８時３０分から午後５時００分までを受付時間とする。

６　質問票の提出

公募型プロポーザル方式に関して質問のある場合は、次のとおり質問票を提出することができる。

（１）提出方法

電子メールとする。

（２）提出場所

３に同じ

（３）提出期限

令和８年１１月２４日（火）午後５時００分（必着）

（４）回答期限

令和８年１１月２７日（金）

（５）回答方法

北斗市ホームページへ掲載し公表する。

７　企画提案書の提出

５により参加表明書及び誓約書を受理された者は、次のとおり企画提案書の提出を行うことができる。

（１）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は一般書留、簡易書留のいずれかによること。）

※持参の場合は、市の休日を除く午前８時３０分から午後５時００分までを受付時間とする。

（２）提出場所

３に同じ

（３）提出期限

令和８年１２月１０日（木）午後５時００分（必着）

８　提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した案は無効とする。

９　最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「受託候補者」という。）を選定する。

１０　契約手続

受託候補者を見積書徴取の相手方に決定したときは、一般社団法人北斗市観光協会が契約手続を行う。

１１　審査に関する説明

提出された企画提案書の内容について審査を行う。審査実施日及び場所等は別途通知するものとする。

１２　その他

（１）企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案事業者の負担とし、提出された企画提案書等は返還しない。

（２）企画提案書の審査会に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

（３）審査結果及び受託候補者名は公表する。

（４）詳細は、審査要領等による。